

# 消防法令違反の建物を 公表します!

令和2年  
4月1日スタート



## 違反対象物公表制度の概要

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

## 公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物（※）です。

※消防法令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物

## 公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです

## 公表する内容

- ・建物の名称及び所在地
- ・違反の内容
- ・その他消防長が必要と認める事項



法令違反があった場合には…



各消防本部の立入検査



ホームページで公表

違反を公表する旨を関係者に通知



各消防本部のホームページで公表

## 知らない間に消防法令違反に？

## 建物関係者の皆さんへ

飲食店、物品販売店舗などが建物に入居する場合や建物の増改築を行う場合は、新たに消防用設備等が必要になるおそれがありますので、事前に所轄消防署にご相談ください。

坂戸・鶴ヶ島消防組合 予防課

住 所 坂戸市鎌倉町16-16

電話番号 049-281-3117